

# 医療情報取得加算に関する掲示

- ▶ 当院は、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めています。
- ▶ 患者様からお預かりした、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は、適切に管理・活用し、診察いたします。
- ▶ なお、令和6年6月1日より、国が定めた診療情報算定要件に従い、下記のとおり、**医療情報取得加算**として診療報酬点数を算定いたします。

## マイナ保険証を利用する方、他院からの紹介状をお持ちの方

初診（月に1回）：1点

再診（三か月に1回）：1点

## マイナ保険証を利用しない方、マイナ保険証を利用しても診療情報提供に同意されない方

初診（月に1回）：3点

再診（三か月に1回）：2点

マイナ保険証によるオンライン資格確認などの利用に、ご理解ご協力をお願い申し上げます。